

概要

- 令和4年12月23日の中医協附帯意見において、医療情報・システム基盤整備体制充実加算については、「**早急に患者・国民の声を丁寧かつ幅広く聞き…医療の質の向上の状況等について十分に調査検証を行う**」とされているところ。
- これを踏まえ、令和5年度調査（令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査。実施時期：令和5年7月～9月）に先行して、本年5月上旬に、医療情報・システム基盤整備体制充実加算にかかるインターネット調査を実施した。

調査方法等

【調査方法】

- 調査客体数：2,000人（マイナンバーカードを健康保険証として利用した直近3カ月の受診歴有無で1,000人ずつ）
- 客体抽出：年代を人口分布に応じて割り付け
- 調査方法：インターネット調査
- 実施時期：令和5年5月2日～5月15日

調査客体絞り込み（スクリーニング）のための質問

- 問1 あなたの年齢をお答えください。（数字回答）
- 問2 マイナンバーカードを健康保険証と一体化していますか。（1. はい、2. いいえ）
- 問3 直近3ヶ月以内にマイナンバーカードを健康保険証として利用して医療機関を受診したことがありますか。（1. はい、2. いいえ）

中医協附帯意見

- 令和4年12月23日 中医協附帯意見（抄）
 - 3 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る評価の特例については、本年8月10日の附帯意見2に照らすと、患者・国民の声の聴取と医療の質の向上の状況に係る調査・検証についてまだ行われていなかったとの指摘があったことを踏まえ、同附帯意見2と合わせて、**早急に患者・国民の声を丁寧かつ幅広く聞き、初診及び今回追加された再診において、取得した医療情報の活用による医療の質の向上の状況等について十分に調査・検証を行う**とともに、課題が把握された場合には速やかに中医協へ報告の上、対応を検討すること。

インターネット調査の質問項目

質問項目

問1 マイナンバーカードの健康保険証利用に対応した医療機関・薬局では、診療報酬の加算が算定される(※)ことをご存じですか。 ※3割負担の場合、医療機関の窓口での負担額が6円～18円上乗せになります。(1. はい 2. いいえ)

問2 前問の場合に、マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、医療費負担が低くなることをご存じですか。 ※医療機関を初めて受診した場合(窓口3割負担)、医療情報・システム基盤整備体制充実加算:18円→6円(1. はい 2. いいえ)

問3 前問の場合に、医療費負担が低くなるためには、マイナンバーカードの保険証利用に加え、薬剤情報などの患者情報の提供について同意していただくことが必要であることをご存じですか。(1. はい 2. いいえ)

問4 マイナンバーカードを健康保険証として利用すると次のようなメリットがあることについてご存じですか。(いくつでも)

1. 薬剤情報や特定健診情報の紙媒体を医療機関・薬局に持参する必要がなくなった
2. 薬剤情報や特定健診情報の伝え間違い/伝え忘れが減ること
3. 問診票に記載する内容が少なくなり手間が減ること
4. 医療スタッフが診察の中で薬剤情報や特定健診情報に触れるなどして、情報が診察に活用されること
5. 複数の医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方を調整できること
6. 高額療養費の自己負担上限が窓口で分かるようになり、後日払い戻しの手続きをする必要がなくなること
7. その他: ()
8. 特に知らない

問5 マイナンバーカードを健康保険証として利用した際のメリットについて、どのように知りましたか。(いくつでも)

(1. 政府広報(HP、YouTube動画、リーフレットなど) 2. 医療機関・薬局内の掲示 3. 加入している医療保険の保険者からの案内 4. 新聞記事やテレビのニュース 5. インターネットの記事やSNSの投稿 6. 家族・知人 7. その他: () 8. 特になし)

問6 これまで、医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用した回数を教えてください。(数字回答)

問7 これまで、医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用した際に、薬剤情報や特定健診情報などの提供に同意をしましたか。(1. はい 2. いいえ)

問8 マイナンバーカードを利用して感じたメリットがあれば教えてください(複数回答可)。

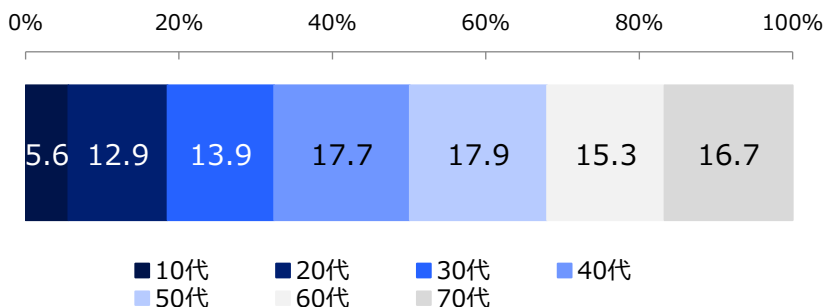
1. 薬剤情報や特定健診情報の紙媒体を医療機関・薬局に持参する必要がなくなった
2. 薬剤情報や特定健診情報の伝え間違い/伝え忘れが減った
3. 問診票に記載する内容が少なくなり手間が減った
4. 医療スタッフが診察の中で薬剤情報や特定健診情報に触れるなどして、情報が診察に活用された
5. 複数の医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方を調整できた
6. 高額療養費の自己負担上限が窓口で分かるようになり、後日払い戻しの手続きをする必要がなくなった
7. その他: ()
8. 特になし

(基本属性) 年齢構成、マイナンバーカードの利用状況

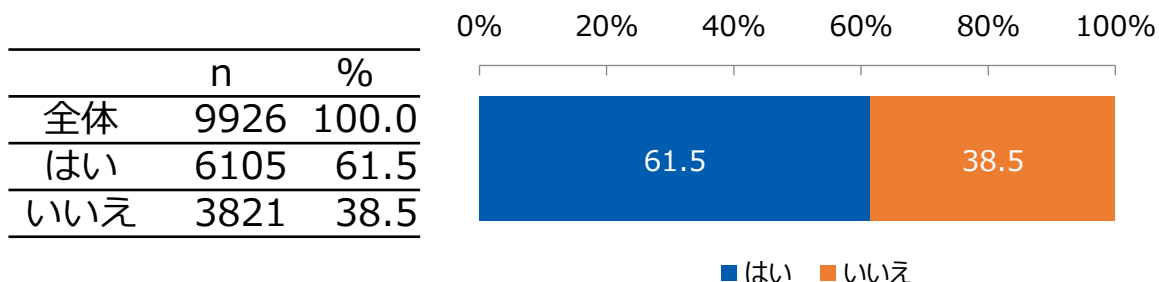
- 調査客体の年代は人口分布に応じて割り付け
- **マイナンバーカードを健康保険証と一体化している人は全体の約6割**
- **マイナンバーカードを健康保険証と一体化している人のうち、直近3ヶ月以内にマイナンバーカードを健康保険証として利用したことがあるのは、約2割**

Q あなたの年齢をお答えください。

| 年代 | 全体 | 男性 | 女性 |
|-----|------|-----|------|
| 10代 | 112 | 58 | 54 |
| 20代 | 258 | 132 | 126 |
| 30代 | 278 | 142 | 136 |
| 40代 | 354 | 180 | 174 |
| 50代 | 358 | 180 | 178 |
| 60代 | 306 | 150 | 156 |
| 70代 | 334 | 154 | 180 |
| 合計 | 2000 | 996 | 1004 |

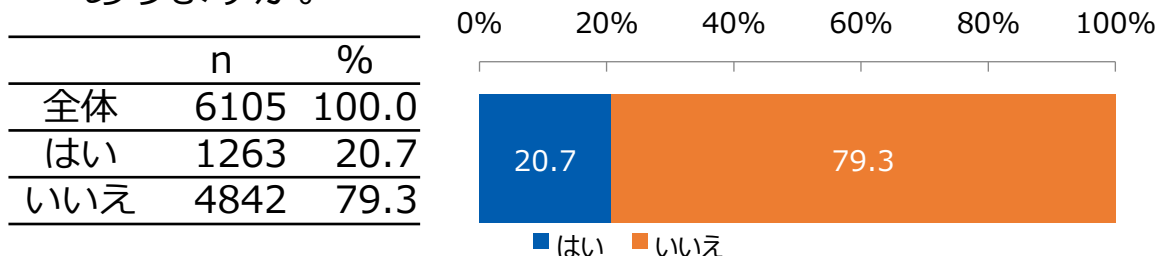


Q マイナンバーカードを健康保険証と一体化していますか。



(参考) 全人口に対するマイナンバーカードの健康保険証としての利用登録割合は53.4%(R5.6.4時点)

Q 直近3ヶ月以内にマイナンバーカードを健康保険証として利用して医療機関を受診したことがありますか。

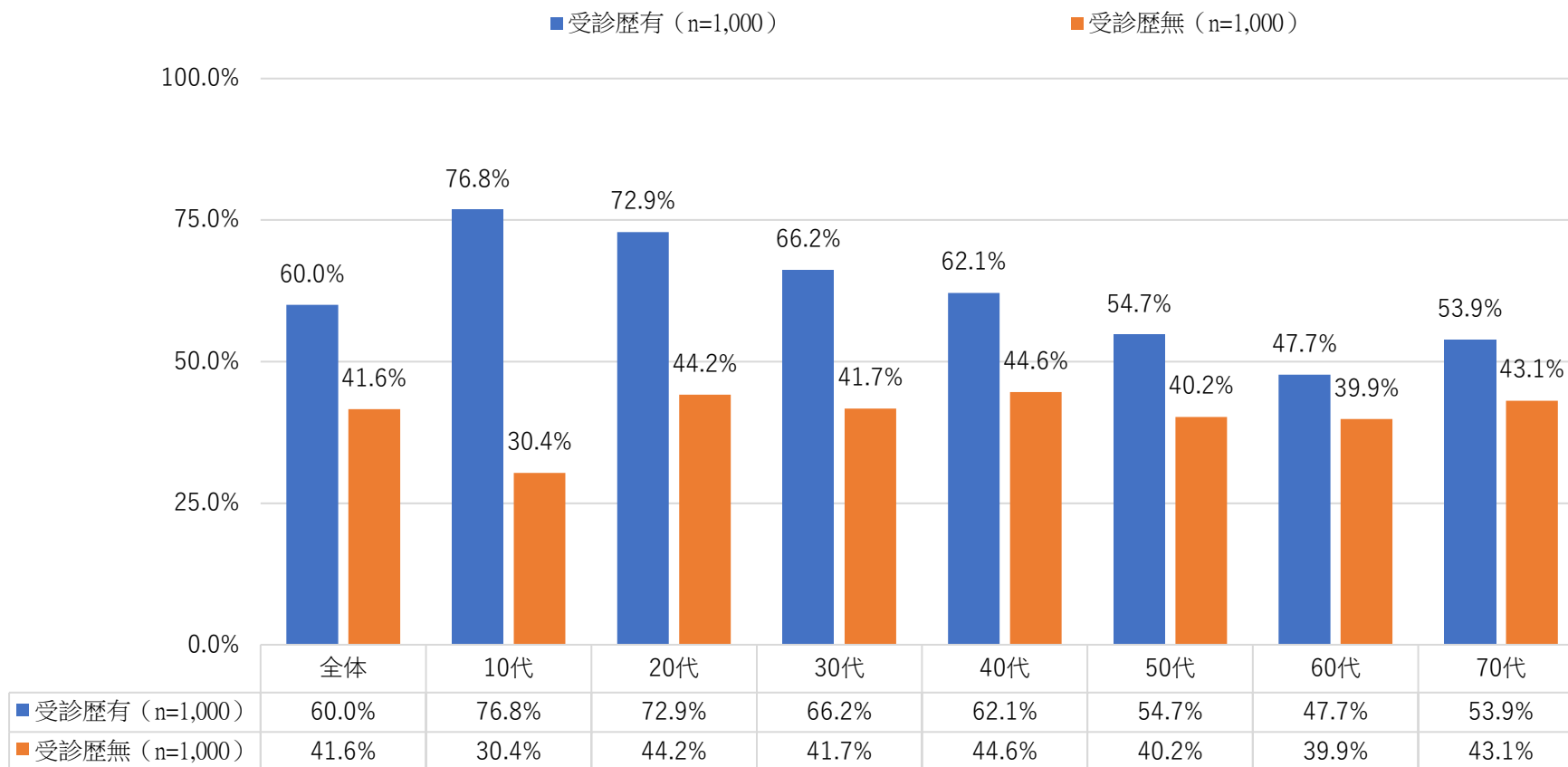


(参考) 資格確認全体に占めるマイナンバーカードによるオンライン資格確認の割合は6.4%(R5.5月分)。本調査では12.7%がオンライン資格確認を実施したことになる(61.5%の20.7%が利用)

問 1 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の認知度

- 医療情報・システム基盤整備体制充実加算を知っている割合は、
 - ・ 直近3ヶ月以内のマイナンバーカード受診歴有の場合、約6割
 - ・ 受診歴無の場合、約4割

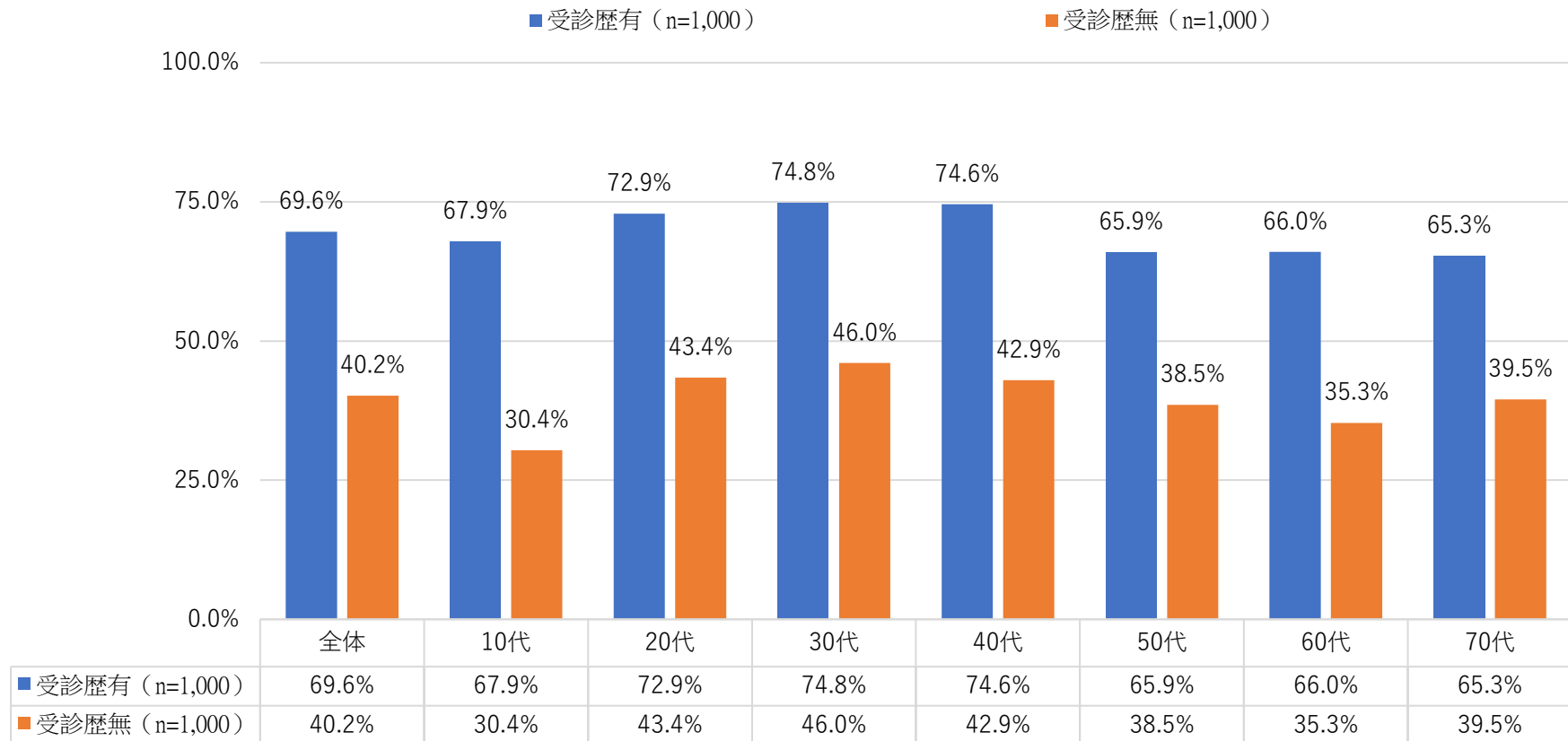
マイナンバーカードの健康保険証利用に対応した医療機関等で診療報酬の加算が算定されることを知っている人の割合（受診歴、年代別）



問 2 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の点数差の認知度

- 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の点数差を知っている割合は、
 - ・ 直近3ヶ月以内のマイナンバーカード受診歴有の場合、約7割
 - ・ 受診歴無の場合、約4割

マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合に
加算点数が低くなることを知っている人の割合（受診歴、年代別）

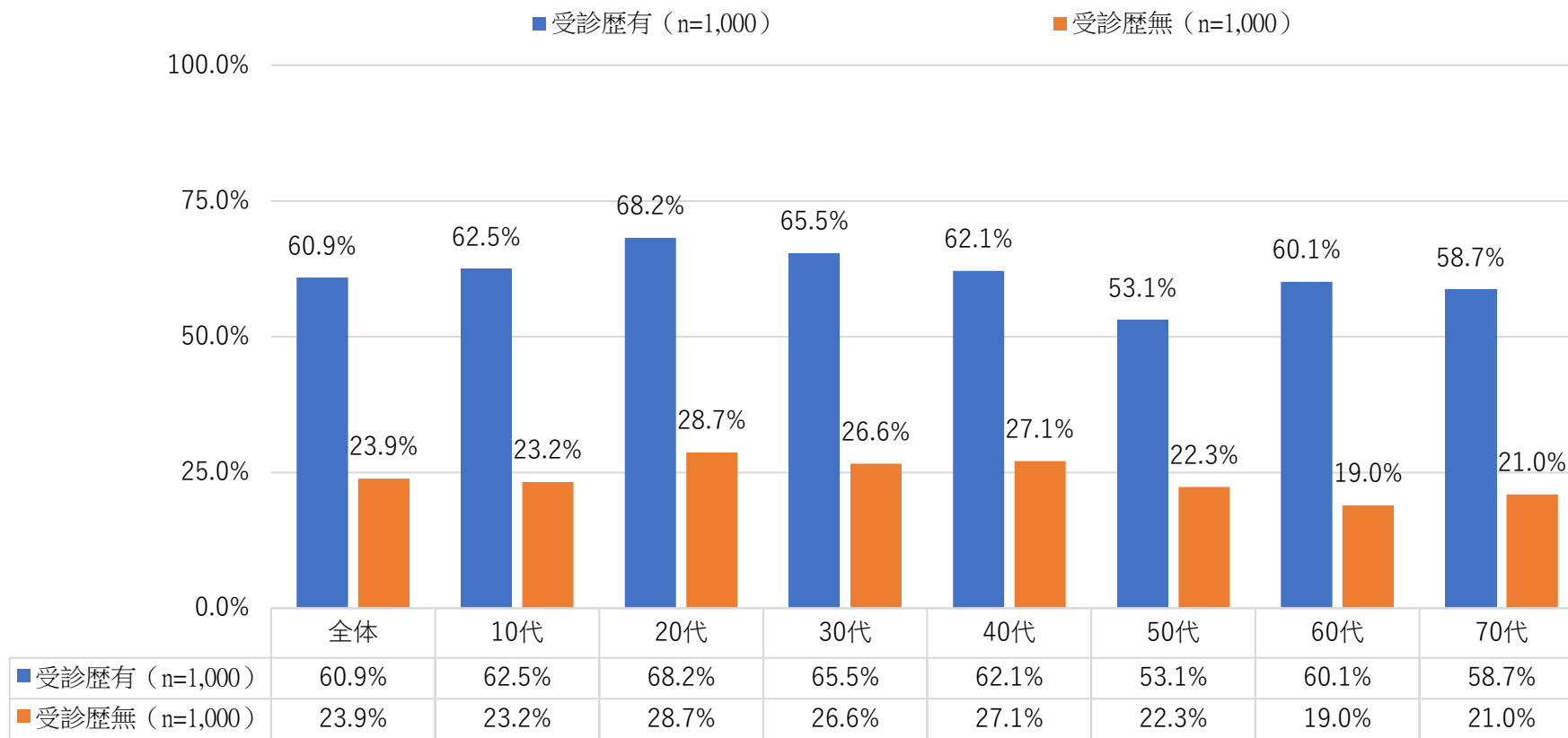


問3 低い点数の算定のため同意が必要であることの認知度

■ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、低い点数になるために患者情報提供の同意が必要であることを知っている割合は、

- ・ 直近3ヶ月以内のマイナンバーカード受診歴有の場合、約6割
- ・ 受診歴無の場合、約2割

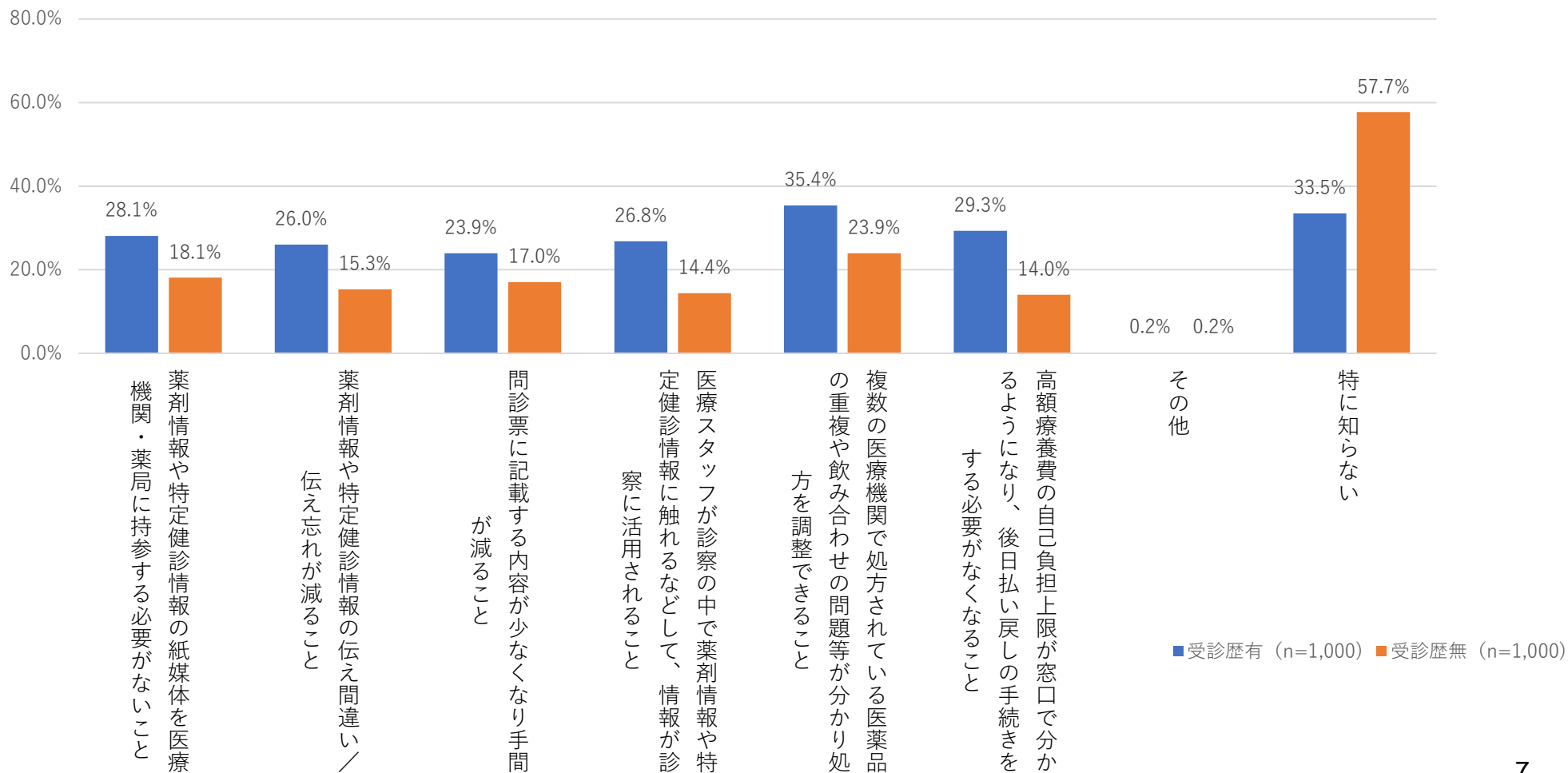
マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合に加算点数が低くなるために患者情報提供の同意が必要となることを知っている人の割合（受診歴、年代別）



問 4 マイナンバーカード健康保険証のメリットの認知度

- マイナンバーカードを健康保険証として利用することのメリットの認知度は、各項目、概ね2～3割程度
- 全体としてみると、少なくとも一つ以上のメリットを認知している割合は、約5割弱
- 直近3ヶ月以内のマイナンバーカード受診歴有の場合、受診歴無と比べて認知度が高い

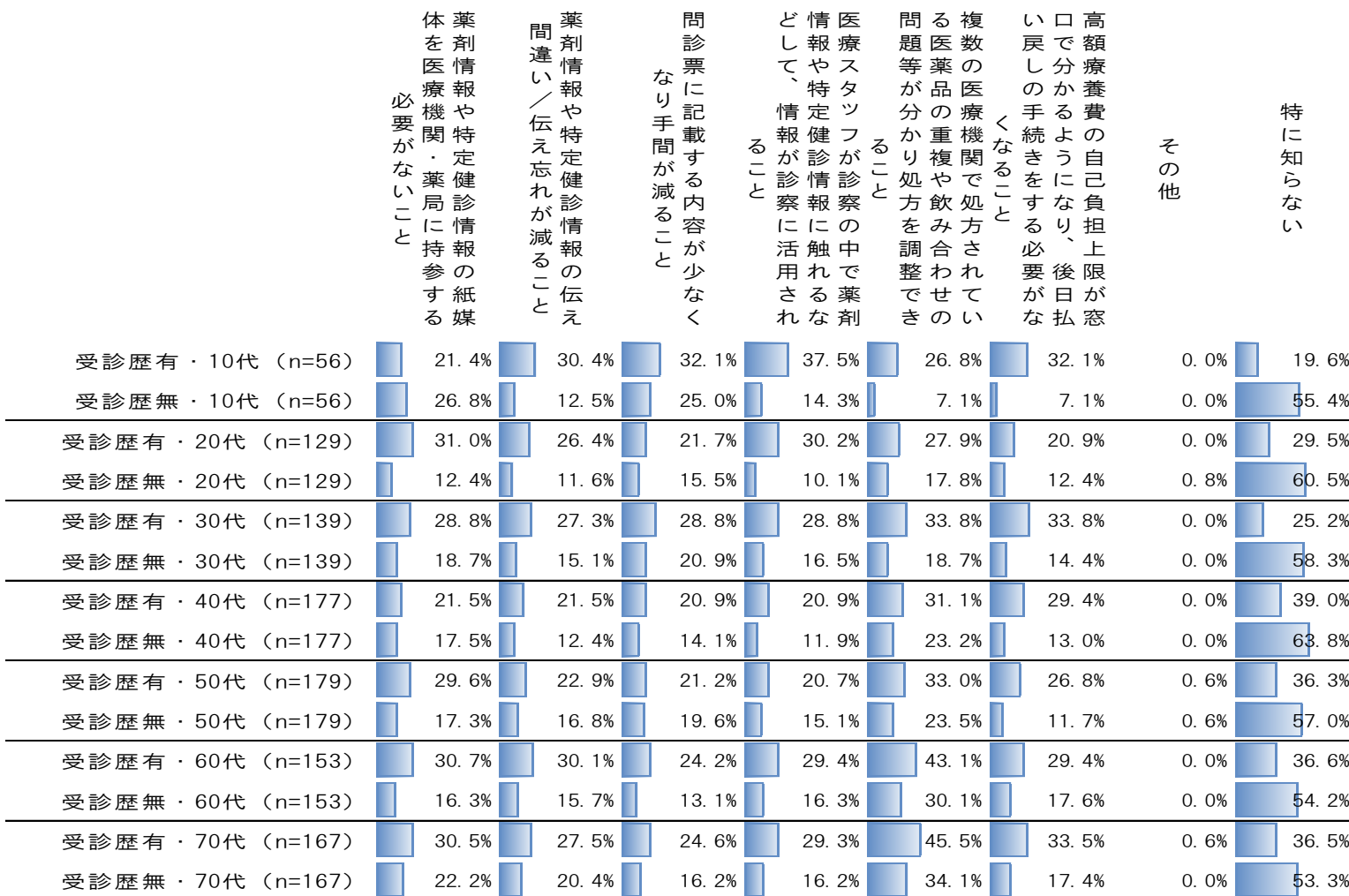
各メリット等の項目を選択した人の割合（全年代合計、受診歴別）



問 4 - 1 メリットの認知度（年代別、受診歴別）

■ マイナンバーカードを健康保険証として利用することのメリットについての認知度について、年代別、受診歴別に集計したところ、

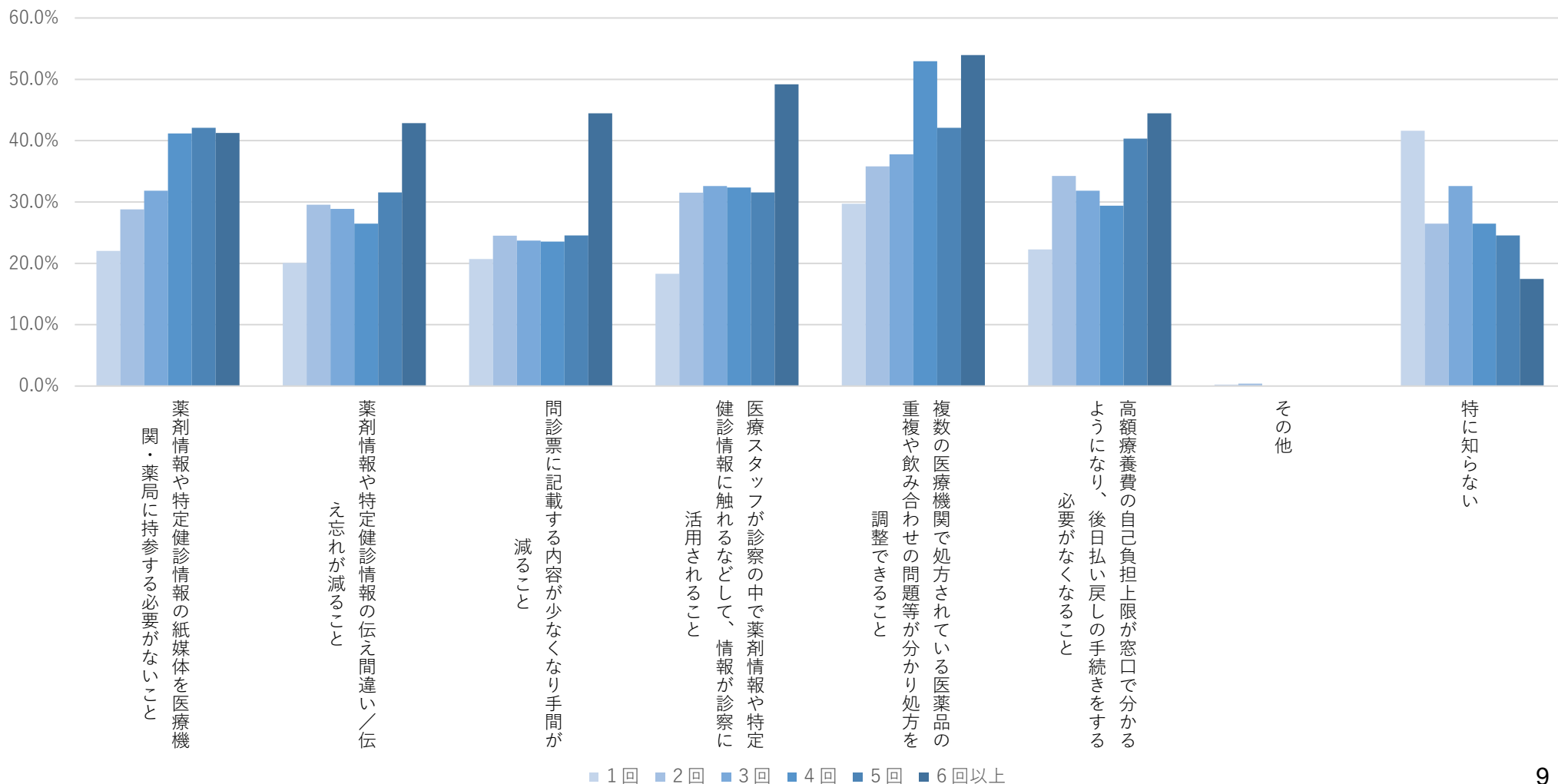
- ・ 概ね年代による顕著な差は見られないが、
- ・ 「医薬品の重複やの飲み合わせの問題等が分かり処方を調整できること」については、年代が高いほど認知度が高い



問 4 - 2 メリットの認知度（受診回数別）

- マイナンバーカードを健康保険証として利用することのメリットの認知度について、直近3ヶ月以内のマイナンバーカード受診歴有の人について、その受診回数別に集計したところ、**受診回数が多くなるほど、メリットの認知度も高くなる**

各メリット等の項目を選択した割合（受診回数別）



問 4 - 3 メリットの認知度（項目間の相関）

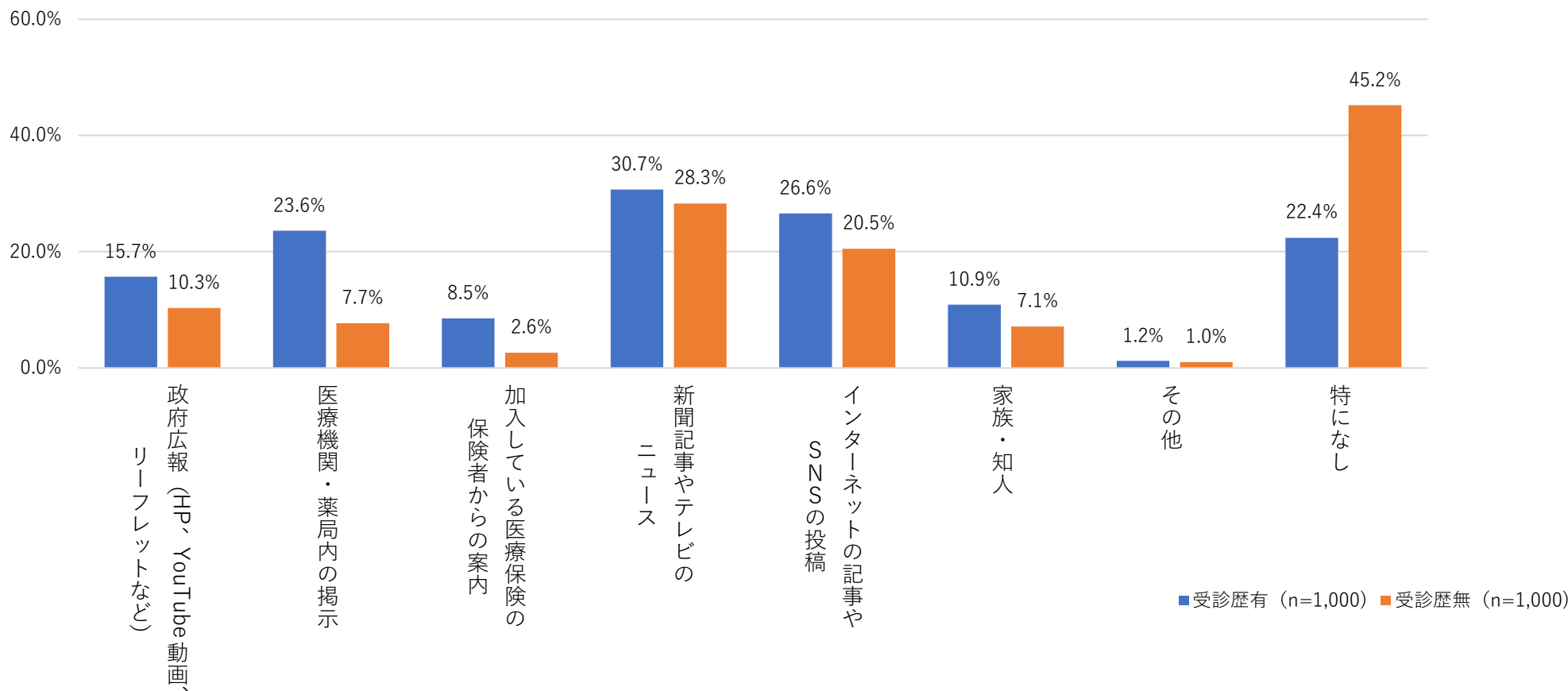
■ 特定のメリットの認知と他のメリットの認知との間に特別に強い相関は見られない

| | 薬剤情報や特定健診情報の紙媒体を医療機関・薬局に持参する必要がないこと | 薬剤情報や特定健診情報の伝え間違い／伝え忘れが減ること | 問診票に記載する内容が少なくなり手間が減ること | 医療スタッフが診察の中で薬剤情報や特定健診情報に触れるなどして、情報が診察に活用されること | 複数の医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方調整できること | 高額療養費の自己負担上限が窓口で分かるようになり、後日払い戻しの手続きをする必要がなくなること | その他 | 特に知らない |
|---|-------------------------------------|-----------------------------|-------------------------|---|--|---|-----|--------|
| 薬剤情報や特定健診情報の紙媒体を医療機関・薬局に持参する必要がないこと | 462 | 235 | 220 | 228 | 302 | 212 | 0 | 0 |
| 薬剤情報や特定健診情報の伝え間違い／伝え忘れが減ること | | 413 | 195 | 251 | 276 | 199 | 0 | 0 |
| 問診票に記載する内容が少なくなり手間が減ること | | | 409 | 187 | 232 | 172 | 0 | 0 |
| 医療スタッフが診察の中で薬剤情報や特定健診情報に触れるなどして、情報が診察に活用されること | | | | 412 | 279 | 198 | 0 | 0 |
| 複数の医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方を調整できること | | | | | 593 | 268 | 0 | 0 |
| 高額療養費の自己負担上限が窓口で分かるようになり、後日払い戻しの手続きをする必要がなくなること | | | | | | 433 | 0 | 0 |
| その他 | | | | | | | 4 | 0 |
| 特に知らない | | | | | | | | 912 |

問5 マイナンバーカード健康保険証のメリットの認知経路

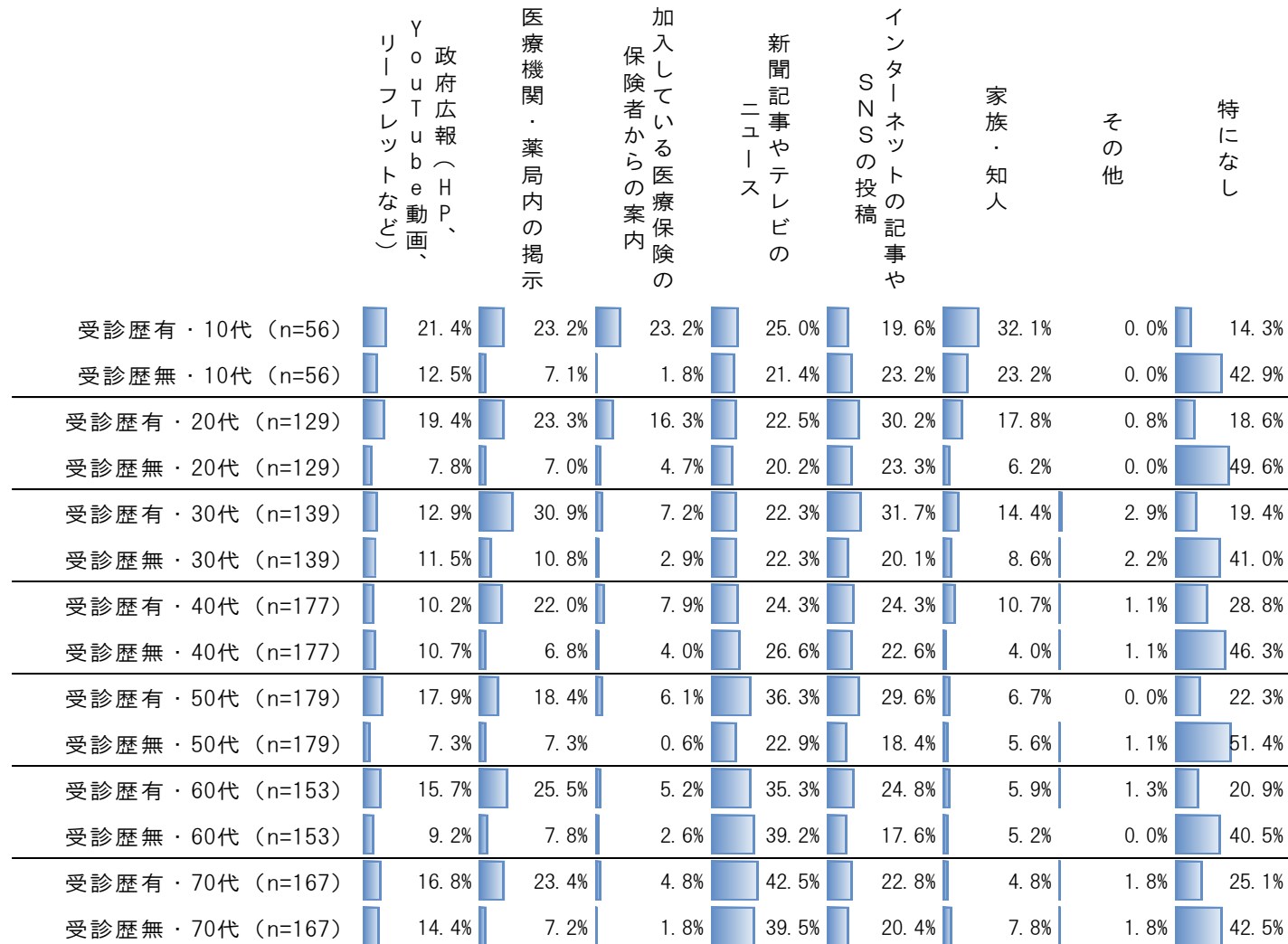
- マイナンバーカードを健康保険証として利用することのメリットの認知経路については、**新聞・テレビ、インターネット・SNSが多い**
- また、直近3ヶ月以内の**マイナンバーカード受診歴有の場合**、受診歴無と比べ、「**医療機関・薬局内の掲示**」により認知した割合が高い

マイナンバーカードを健康保険証として利用した際の
メリットの認知経路（全年代合計、受診歴別）



問 5 - 1 メリットの認知経路（年代別、受診歴別）

- マイナンバーカードを健康保険証として利用することのメリットの認知経路について、年代別、受診歴別に比較すると、**年代が低いほど、家族・知人を通じて認知しており、年代が高いほど、新聞・テレビを通じて認知している**
- また、直近3ヶ月以内のマイナンバーカード受診歴有の場合、受診歴無と比べ、**医療機関・薬局内の掲示により認知した割合が高い**



問 5 - 2 メリットの認知経路（項目間の相関）

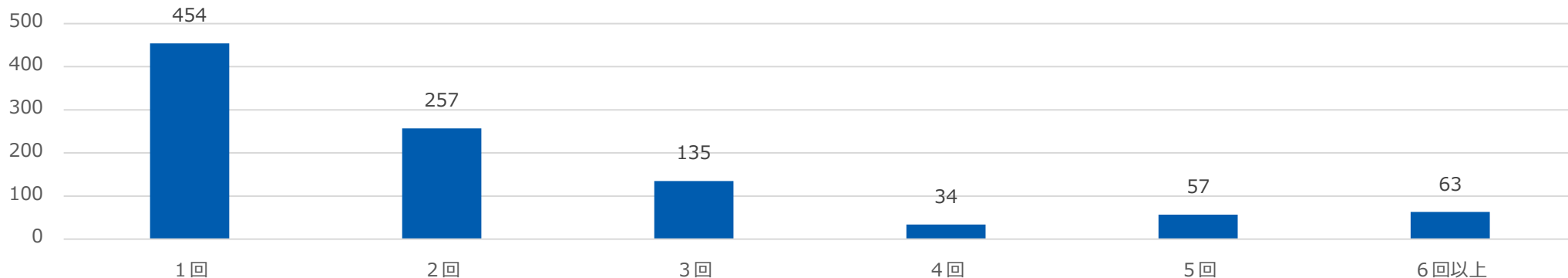
- 政府広報、新聞・テレビ、インターネット・SNSを通じてメリットを認知した人は、他の媒体からもメリットを認知していることが多い

| | 政府広報 (HP、YouTube動画、リーフレットなど) | 医療機関・薬局内の掲示 | 加入している医療保険の保険者からの案内 | 新聞記事やテレビのニュース | インターネットの記事やSNSの投稿 | 家族・知人 | その他 | 特になし |
|-----------------------------|---------------------------------|-------------|---------------------|---------------|-------------------|-------|-----|------|
| 政府広報（HP、YouTube動画、リーフレットなど） | 260 | 57 | 34 | 111 | 104 | 29 | 0 | 0 |
| 医療機関・薬局内の掲示 | | 313 | 27 | 78 | 69 | 29 | 2 | 0 |
| 加入している医療保険の保険者からの案内 | | | 111 | 28 | 29 | 23 | 1 | 0 |
| 新聞記事やテレビのニュース | | | | 590 | 164 | 58 | 1 | 0 |
| インターネットの記事やSNSの投稿 | | | | | 471 | 45 | 2 | 0 |
| 家族・知人 | | | | | | 180 | 1 | 0 |
| その他 | | | | | | | 22 | 0 |
| 特になし | | | | | | | | 676 |

問 6 マイナンバーカード健康保険証の受診回数 ※受診歴有のみ質問

■ マイナンバーカードを健康保険証として利用した回数は、1、2回が多い

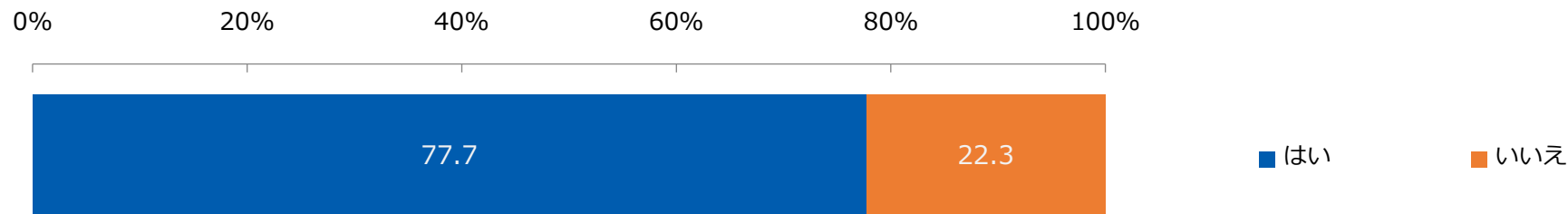
医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用した回数 (n=1,000)



問 7 薬剤情報等の提供に同意した割合 ※受診歴有のみ質問

■ 薬剤情報等の提供に同意した割合は、約 8 割

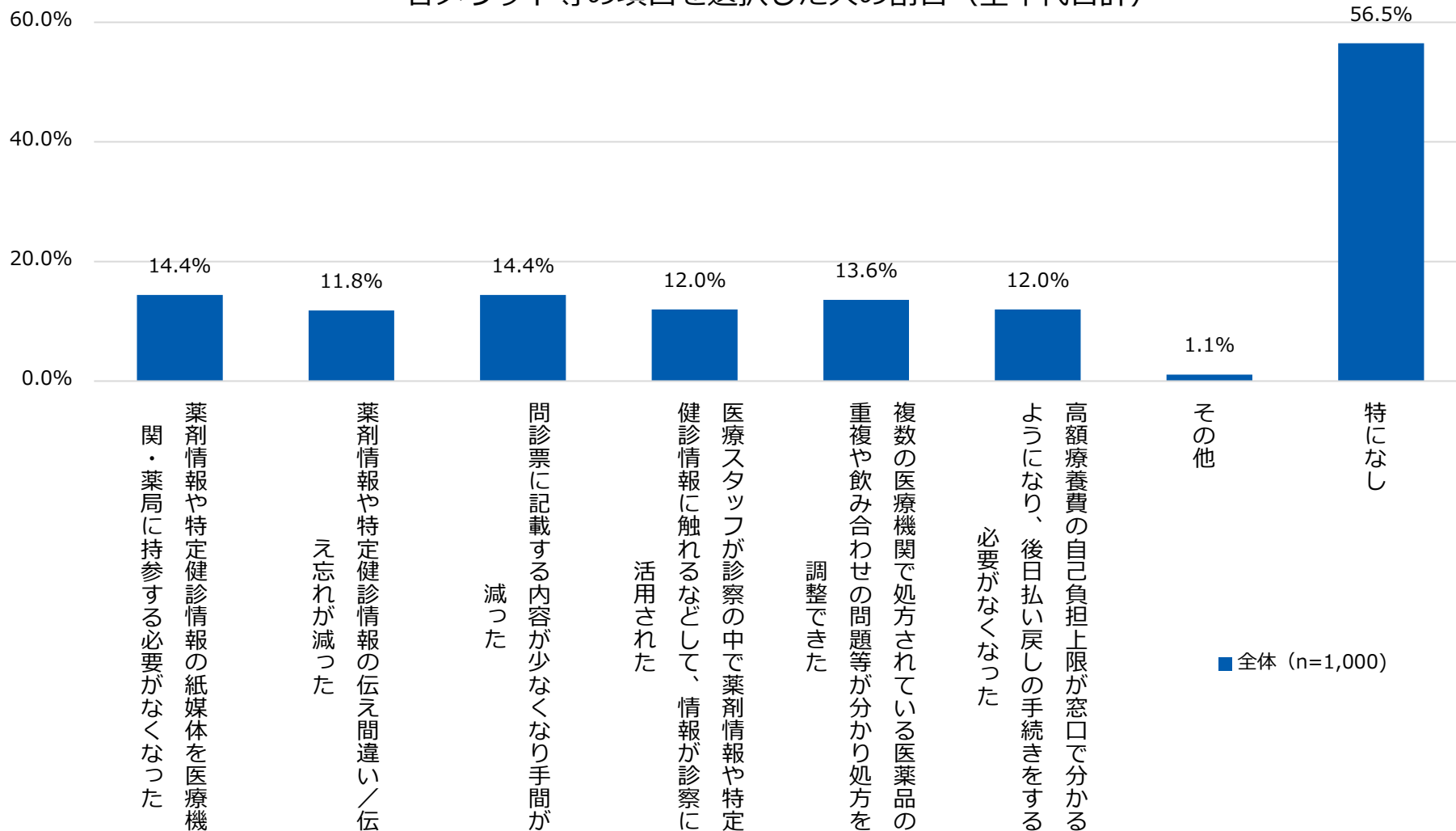
医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用した際に、
薬剤情報や特定健診情報などの提供に同意をした割合 (n=1,000)



問 8 実感したメリット ※受診歴有のみ質問

- マイナンバーカードを健康保険証として利用して**実感したメリットを選んだ人の割合は、各項目、10%前半**
- **少なくとも1つ以上のメリットを実感した割合は、4割強**

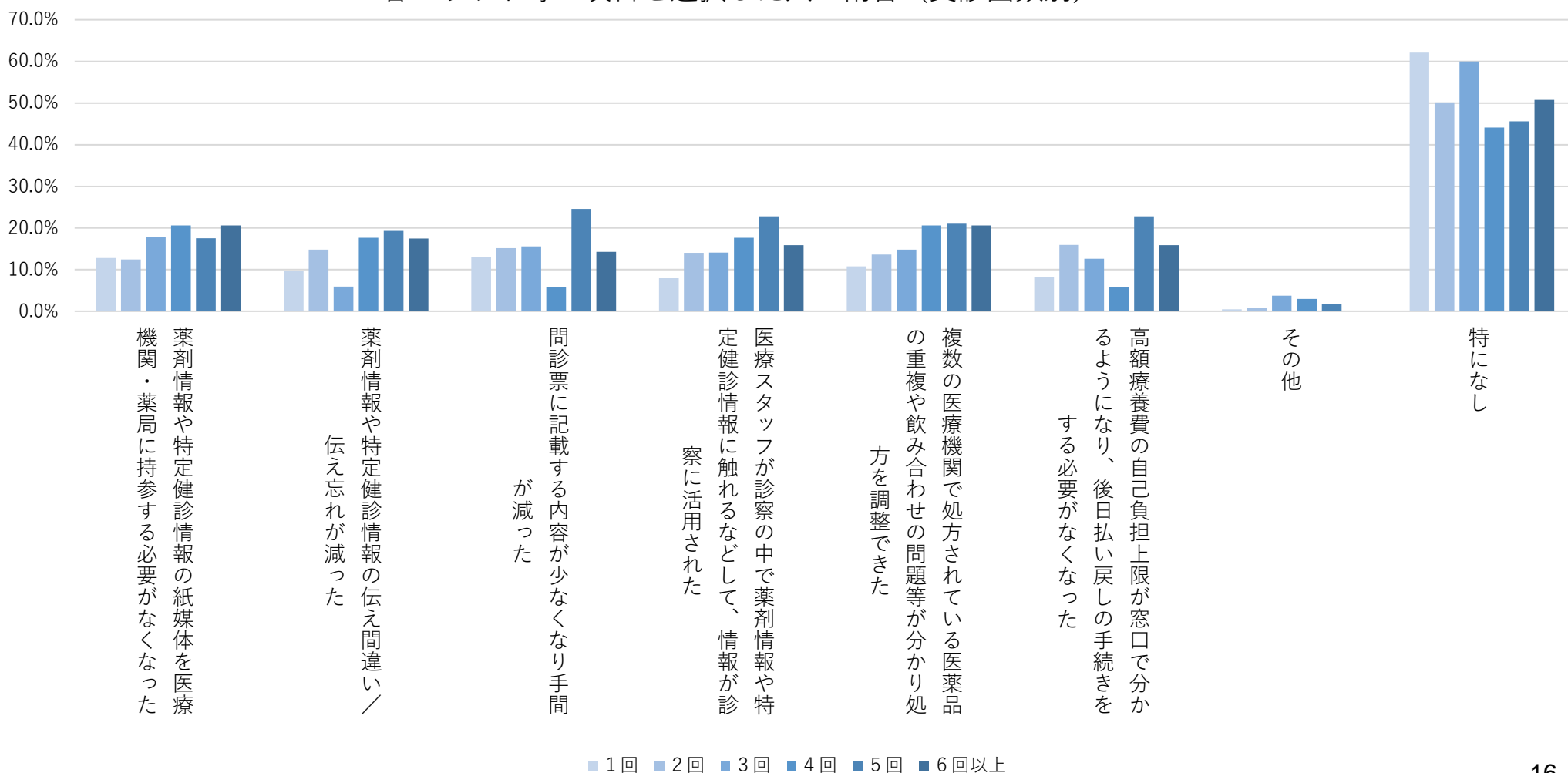
各メリット等の項目を選択した人の割合（全年代合計）



問 8 - 1 実感したメリット（受診回数別）

- マイナンバーカードを健康保険証として利用して実感したメリットを選んだ人の割合について、マイナンバーカードでの受診回数別に集計したところ、**受診回数が多くなるほど、メリットの実感割合も高くなる**

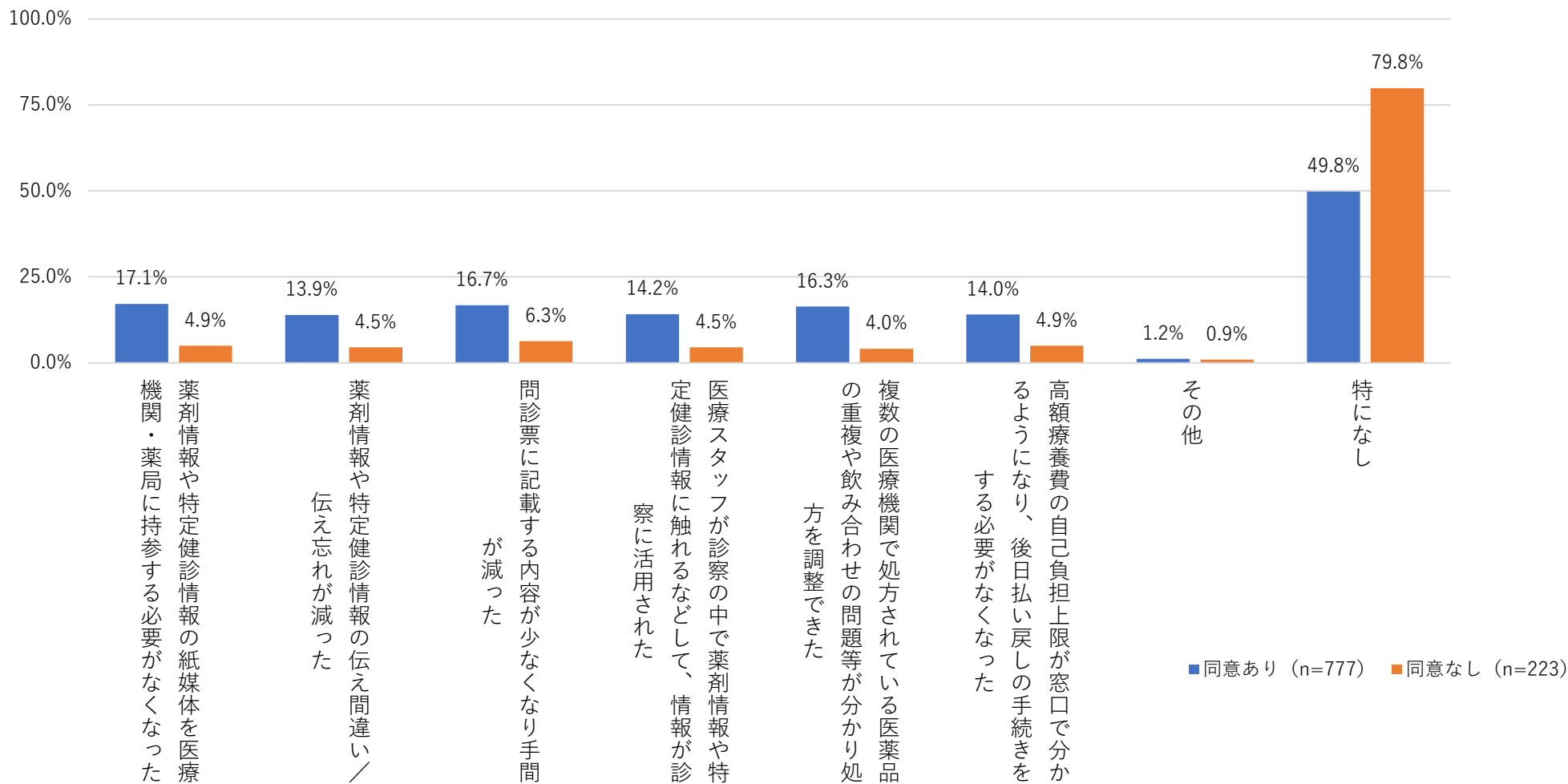
各メリット等の項目を選択した人の割合（受診回数別）



問 8 - 2 実感したメリット（同意有無別）

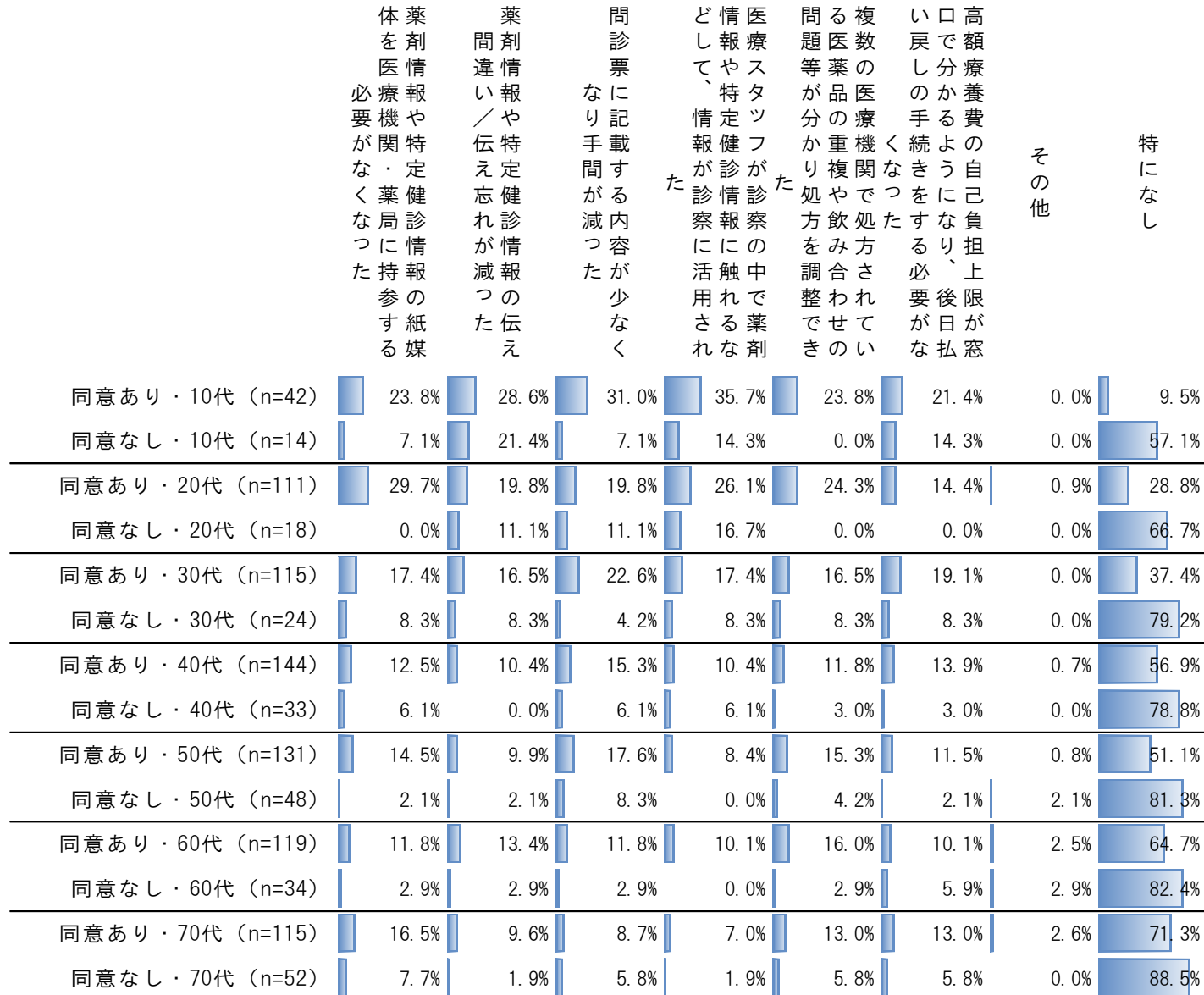
- マイナンバーカードを健康保険証として利用して実感したメリットを選んだ人の割合について、診療情報等の情報提供に対する同意の有無別に集計したところ、**同意がある場合は、同意がない場合と比べて、メリットの実感割合が高い**

各メリット等の項目を選択した人の割合（同意の有無別）



問 8 - 3 実感したメリット(年代、同意有無別)

■ マイナンバーカードを健康保険証として利用して実感したメリットを選んだ人の割合について、年代別、同意の有無別に集計したところ、**年代が低いほど、メリットの実感割合が高い**



問 8 - 4 実感したメリット（項目間の相関）

■ 特定のメリットの実感と他のメリットの実感との間に特に強い相関は見られない

| | 薬剤情報や特定健診情報の紙媒体を医療機関・薬局に持参する必要がなくなった | 薬剤情報や特定健診情報の伝え間違い／伝え忘れが減った | 問診票に記載する内容が少なくなり手間が減った | 医療スタッフが診察の中で薬剤情報や特定健診情報に触れるなどして、情報が診察に活用された | 複数の医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方調整できた | 高額療養費の自己負担上限が窓口で分かるようになり、後日払い戻しの手続きをする必要がなくなった | その他 | 特になし |
|--|--------------------------------------|----------------------------|------------------------|---|--|--|-----|------|
| 薬剤情報や特定健診情報の紙媒体を医療機関・薬局に持参する必要がなくなった | 144 | 42 | 54 | 44 | 49 | 49 | 0 | 0 |
| 薬剤情報や特定健診情報の伝え間違い／伝え忘れが減った | | 118 | 44 | 45 | 47 | 37 | 0 | 0 |
| 問診票に記載する内容が少なくなり手間が減った | | | 144 | 49 | 49 | 40 | 0 | 0 |
| 医療スタッフが診察の中で薬剤情報や特定健診情報に触れるなどして、情報が診察に活用された | | | | 120 | 53 | 43 | 0 | 0 |
| 複数の医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方調整できた | | | | | 136 | 53 | 0 | 0 |
| 高額療養費の自己負担上限が窓口で分かるようになり、後日払い戻しの手続きをする必要がなくなった | | | | | | 120 | 1 | 0 |
| その他 | | | | | | | 11 | 0 |
| 特になし | | | | | | | | 565 |

問 8 - 5 メリットの認知がメリットの実感に結びつくか

- マイナンバーカードを健康保険証として利用して実感したメリットを選んだ人の割合について、それぞれのメリットを認知している人と認知していなかった人とで比較（問4の回答結果で比較）し、メリットの認知がメリットの実感につながったかを確認した
- 「問診票に記載する内容が少なくなり手間が減った」の項目については認知が実感につながったと言える。他方、それ以外の項目については、大きな差異は見られない

メリットを知っていることがメリットを実感したことにつながっているか

